水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項

（趣旨）

第１条　この要項は，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）附則第７条の規定による公共工事に要する経費の前金払（以下「前金払」という。）について，政令，地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「省令」という。）及び水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第１６号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 公共工事　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第184号）第２条第1項に規定する公共工事をいう。

(2) 土木建築に関する工事　省令附則第３条第１項に規定する土木建築に関する工事をいう。

(3) 材料費等　省令附則第３条第１項に規定する材料費等をいう。

(4) 中間前金払　省令附則第３条第２項に規定する既にした前金払に追加してする前金払をいう。

（前金払の対象経費等）

第３条　前金払の対象となる経費は，工事１件の請負代金額（測量並びに土木建築に係る工事の設計及び調査における業務委託料を含む。以下同じ。）が200万円を超える公共工事のうち市長が必要と認めるものに要する経費とする。

２　前払金の額は，当該公共工事に要する経費の１０分の３（土木建築に関する工事にあっては，材料費等相当額の１０分の４）に相当する額を上限とする。

３　前項の規定による前払金の上限額に１０万円未満の端数を生じるときは，当該端数を切り捨てるものとする。

（前金払の請求）

第４条　前金払を受けようとする受注者は，前金払請求書（様式第１号）に，財務規則第85条第３項に規定する前金払保証書２通を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の規定による請求があったときは，前金払をする必要がないと認める場合を除き，その日から１４日以内に当該請求に係る前金払をするものとする。

（中間前金払の対象経費等）

第５条　中間前金払の対象となる経費は，次の各号に掲げる要件に該当する土木建築に関する工事のうち市長が必要と認めるものの材料費等相当額として必要な経費とする。

(1) 省令附則第３条第２項各号に掲げる要件に該当すること。

(2) 工事１件の請負代金額が500万円以上であること。

２　中間前払金の額は，当該土木建築に関する工事に係る材料費等相当額の１０分の２に相当する額を上限とする。ただし，既にした前払金の額と合計して材料費等相当額の１０分の６に相当する額を超えることはできない。

３　前項の規定による中間前払金の上限額に１０万円未満の端数を生じるときは，当該端数を切り捨てるものとする。

（中間前金払の要件の認定）

第６条　中間前金払を受けようとする受注者は，中間前金払認定申請書（様式第２号）に，履行報告書（様式第３号）を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の規定による申請があったときは，直ちに審査を行い，その結果を中間前金払認定（非認定）通知書（様式第４号）により申請日から７日以内に当該申請をした者に通知しなければならない。

（中間前金払の請求）

第７条　前条の規定により認定を受けた受注者は，中間前金払請求書（様式第５号）に，財務規則第８５条第３項に規定する前金払保証書２通を添付して市長に提出しなければならない。

２　第４条第２項の規定は，前項の規定による請求があったときについて準用する。

（部分払との調整）

第８条　第３条第１項又は第５条第１項の規定にかかわらず，財務規則第151条第１項の規定に規定する部分払（以下この条において「部分払」という。）をした公共工事については，前金払又は中間前金払をすることができない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，この限りでない。

(1) 複数年度にわたる公共工事において，前年度に部分払をしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか，市長が特別の事情があると認めるとき。

（請負代金額変更に伴う措置）

第９条　市長は，設計変更等により請負代金額が著しく増額された場合において，必要があると認めるときは，既に支払った前払金又は中間前払金を増額することができる。この場合において，増額後の前払金又は中間前払金の額は，第３条第２項又は第５条第２項の規定による額を超えることはできない。

２　市長は，請負代金額が著しく減額された場合において，既に支払った前払金の額が減額後の請負代金額の１０分の５（中間前払金を受けている場合にあっては１０分の６）を超えるときは，請負代金額が減額された日から３０日以内にその超過額を返還させなければならない。

３　前項の規定にかかわらず，市長は，同項の超過額が相当の額に達し，その全てを返還させることが適当でないと認められるときは，受注者と協議して返還すべき超過額を定めることができる。ただし，請負代金額が減額された日から２０日以内に協議が整わない場合は，市長が定める。

４　市長は，前項の規定により返還すべき超過額を決定したときは，期日を指定してその超過額を返還させなければならない。

５　市長は，第２項及び前項の規定により指定した期日までに前払金又は中間前払金の超過額の返還がないときは，指定した期日の翌日から納付するまでの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第256号）第８条の例により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（継続費等に係る前金払等）

第１０条　債務負担行為及び継続費（以下「継続費等」という。）に係る２年度以上にわたる公共工事については，年度ごとに，当該年度の支出額に基づき算出される第３条第２項又は第５条第２項の規定による額を上限として前金払又は中間前金払をすることができる。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，初年度の支出額を上限として，翌年度以降の支出額に基づき算出される前払金又は中間前払金の額を合計して初年度に支払うことができる。

(1) 年度末に契約を締結するとき。

(2) 国庫補助事業等の予算執行として必要があるとき。

(3) 工期が１２カ月以内であるとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか，市長が特別の事情があると認めるとき。

（返還）

第１１条　市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，既に支払った前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させなければならない。

(1) 当該公共工事の請負契約が解除されたとき。

(2) 保証事業会社が当該公共工事の保証契約を解除したとき。

(3) 当該公共工事が土木建築に関する工事である場合において，受注者が，支払を受けた前払金又は中間前払金を材料費等以外の経費に支出したとき。

２　第９条第２項から第５項までの規定は，前項の規定により前払金及び中間前払金を返還させる場合について準用する。

（補則）

第１２条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則（平成２０年１２月１０日告示第230号）

この要項は，平成２１年１月１日から施行する。ただし，第２条第４号及び第５条から第７条までの規定並びに第８条から第１１条までの規定中中間前金払に関する部分は，平成２１年４月１日から施行する。

付　則（平成２３年５月１８日告示第114号）

この要項は，公布の日から施行する。

付　則（平成２４年３月２８日告示第５５号）

この要項は，公布の日から施行する。

付　則（平成２４年７月１１日告示第175号）

この要項は，平成２４年８月１日から施行する。

付　則（平成２９年６月２１日告示第156号）

（施行期日）

１　この要項は，平成２９年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３条第２項，第５条第２項ただし書及び第９条第２項の規定は，この要項の施行の日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札について適用し，同日前に入札の公告又は請負業者の指名をした入札については，なお従前の例による。

付　則（令和４年３月３１日告示第123号）

この要項は，令和４年４月１日から施行する。

付　則（令和７年７月８日告示第276号）

この要項は，令和７年８月１日から施行する。ただし，第２条第４号，第３条第１項（「130万円以上の」を「200万円を超える」に改める部分を除く。），第５条第１項第１号，第８条及び第10条第４号の改正規定は，公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）工事用

前金払請求書

年　　月　　日

水戸市長　様

受注者　　住　所

商号又は名称

代表者氏名

前払金請求額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

下記の工事について，上記請求額を前払金として請求します。

記

工事名 工事

請負代金額 ￥ 円

受領済金額 ￥ 円

契約年月日 年 月 日

工期 年　　月　　日　～ 年　　月　　日

様式第１号（第４条関係）委託用

前金払請求書

年　　月　　日

水戸市長　様

受注者　　住　所

商号又は名称

代表者氏名

前払金請求額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

下記の業務委託について，上記請求額を前払金として請求します。

記

業務委託の名称 委託

業務委託料 ￥ 円

受領済金額 ￥ 円

契約年月日 年 月 日

履行期間 年　　月　　日　～ 年　　月　　日

様式第２号（第６条関係）

|  |
| --- |
| 中間前金払認定申請書年　　月　　日水戸市長　様受注者　　住　所商号又は名称代表者氏名下記の工事について，中間前払金の請求をしたいので，要件を満たしていることの認定を，履行報告書を添えて請求します。 |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 請負代金額 | 金 円 |
| 前払金額(受領済額) | 金 円 |
| 契約日 | 年　　　月　　　日 |
| 工期 | 年　　月　　日 ～ 年　　月　　日 |
| 摘要 |  |

様式第３号（第６条関係）

履行報告書

工　事　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事　　　契約日　　　　　　年　　月　　日

工　期：　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日（工期の中間日：　　　　年　　月　　日） 報告日：　　　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工種等 | 工程表 | 構成率 (A) ％ | 進捗率 (B) ％ | 出来高率 (A\*B) ％ | 備考 |
| 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
|  | 計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計画 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 報告者 | 現場代理人 | 計 |  |  |  |  |

注１　工種等及び工程表の欄は適宜増減すること。

２　工種別の分類項目及び工種別構成率は，監督員との協議による。

３　中間前払金請求時の進捗率の記入に当たっては，事前に監督員と協議すること。

様式第４号（第６条関係）

|  |
| --- |
| 中間前金払認定（非認定）通知書第　　　　　号年　　月　　日 様水　戸　市　長　　　　　　　　　　　　　　　印　　年　月　日付けで認定の請求があった下記工事について，進捗状況を調査したところ，中間前払金の請求できる要件を備えていることを認定したので通知します。（備えていませんでした）記 |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 請負代金額 | 金 円 |
| 前払金額(受領済額) | 金 円 |
| 契約年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 工期 | 着　手 年　　　月　　　日完　了 年　　　月　　　日 |
|  |

様式第５号（第７条関係）

中間前金払請求書

年　　月　　日

水戸市長　様

受注者　　住　所

商号又は名称

代表者氏名

中間前払金請求額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

下記の工事について，上記請求額を中間前払金として請求します。

記

工事名 工事

請負代金額 ￥ 円

受領済金額 ￥ 円

契約年月日 年 月 日

工期 年　　月　　日　～ 年　　月　　日